

(一社)北海道ビルメンテナンス協会

会 員 各 位

平成 27 年の職場における熱中症による死傷災害の
発生について

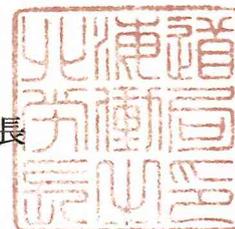
北海道労働局より、安全衛生活動の推進の資料として
提供いただきましたので、お知らせ致します。

北労発 0615 基 4 号

平成 28 年 6 月 15 日

関係団体代表者 殿

北海道労働局長



平成 27 年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省において、平成 27 年の職場における熱中症による死傷災害発生状況が別紙及び別添のとおり取りまとめられたところです。

つきましては、平成 28 年の職場における熱中症予防対策を推進するに当たり、平成 28 年 6 月 15 日付け北労発基 0615 第 3 号「平成 28 年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について」をもって留意すべき事項を示しておりますので、貴職におかれましては、平成 27 年の熱中症による死傷災害発生状況を参考にしていただき、職場における熱中症予防対策に一層の取組をいただくとともに、傘下会員事業場への周知等につきまして特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

担当 北海道労働局労働基準部健康課
電話 011-709-2311 内線 3563

平成 27 年の熱中症による死傷災害発生状況の概要

平成 27 年の職場における熱中症による死亡者及び休業 4 日以上の上業務上疾病者の数は 464 人と、平成 26 年よりも 41 人多く、死亡者数は 29 人と、平成 26 年よりも 17 人増加している。特に建設業及び建設現場等に付随して行う警備業においては、死亡者数が 18 人と、酷暑であった平成 22 年の死亡者数と同程度となっている。

気象庁の発表によると、平成 27 年は、西日本を中心に 7 月上旬の平均気温が低かったが、北・東日本では 7 月中旬から、西日本では 7 月下旬から晴れて暑い日が続き、8 月上旬には 35 度以上の猛暑日となった所が多かった。

平成 27 年に熱中症により死傷した 464 人のうち、303 人が 7 月下旬から 8 月上旬に被災している。また、死亡した 29 人のうち、10 人は 7 月に、16 人は 8 月に被災している。

死亡した 29 人に係る災害の発生状況等をみると、WBGT 値（暑さ指数）の測定は 28 人においてなされていなかった。また、熱への順化期間（熱に慣れ、当該環境に適応する期間）の設定は 26 人においてなされていなかった。さらに、定期的な水分及び塩分の摂取は 17 人、健康診断の実施は 13 人においてなされていなかった。

職場における熱中症による死傷災害の発生状況

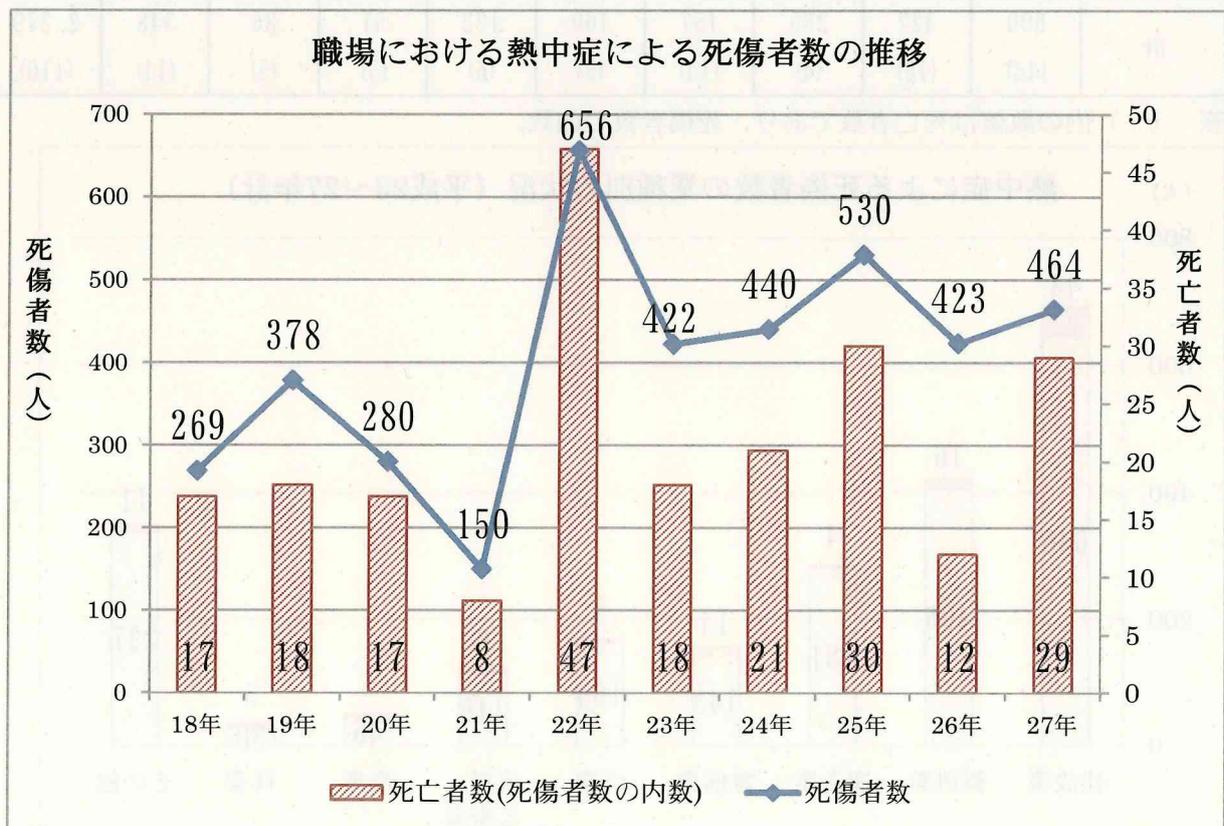
1 職場における熱中症による死傷者数の推移（平成18～27年）

過去10年間（平成18～27年）の職場での熱中症による死亡者数、および4日以上休業した業務上疾病者の数（以下、合わせて「死傷者数」という。）をみると、平成22年に656人と最多であり、その後も400～500人台で推移している。平成27年の死亡者数は29人と前年に比べ17人増加し、死傷者数は464人と、依然として高止まりの状態にある。

職場における熱中症による死傷者数の推移（平成18～27年） (人)

18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
269	378	280	150	656	422	440	530	423	464
(17)	(18)	(17)	(8)	(47)	(18)	(21)	(30)	(12)	(29)

※ () 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。



2 業種別発生状況（平成23～27年）

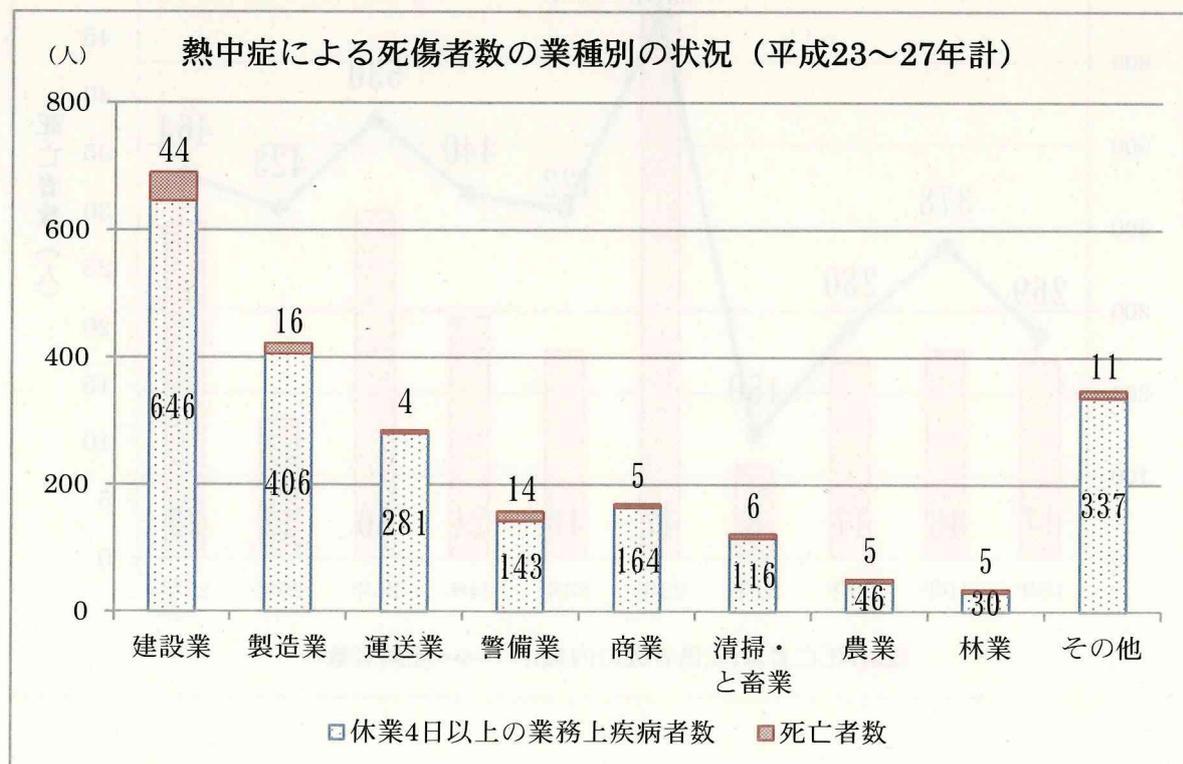
過去5年間（平成23～27年）の業種別の熱中症による死傷者数をみると、建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しており、全体の約5割がこれらの業種で発生している。

熱中症による死傷者数の業種別の状況（平成23～27年）

（人）

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・ と畜業	農業	林業	その他	計
平成23年	139 (7)	70 (0)	56 (0)	17 (3)	25 (2)	27 (1)	10 (2)	6 (2)	72 (1)	422 (18)
平成24年	143 (11)	87 (4)	43 (0)	27 (2)	35 (0)	28 (1)	7 (0)	6 (2)	64 (1)	440 (21)
平成25年	151 (9)	96 (7)	68 (1)	53 (2)	31 (3)	28 (2)	8 (1)	8 (1)	87 (4)	530 (30)
平成26年	144 (6)	84 (1)	56 (2)	20 (0)	28 (0)	16 (0)	13 (1)	7 (0)	55 (2)	423 (12)
平成27年	113 (11)	85 (4)	62 (1)	40 (7)	50 (0)	23 (2)	13 (1)	8 (0)	70 (3)	464 (29)
計	690 (44)	422 (16)	285 (4)	157 (14)	169 (5)	122 (6)	51 (5)	35 (5)	348 (11)	2,279 (110)

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。



3 月・時間帯別発生状況

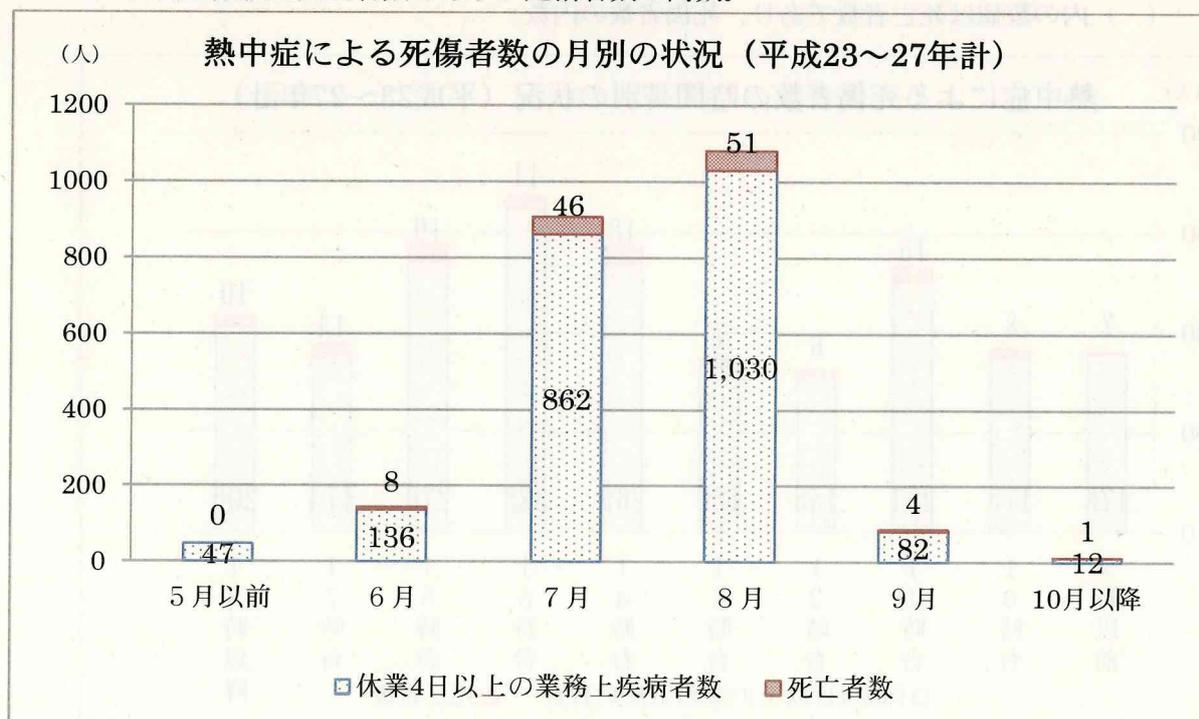
(1) 月別発生状況（平成23～27年）

過去5年間（平成23～27年）の月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約9割が7月および8月に発生している。

	5月以前	6月	7月	8月	9月	10月以降	計
平成23年	7 (0)	72 (5)	135 (5)	183 (7)	24 (1)	1 (0)	422 (18)
平成24年	3 (0)	6 (0)	194 (11)	202 (9)	35 (1)	0 (0)	440 (21)
平成25年	16 (0)	15 (1)	185 (14)	295 (14)	12 (0)	7 (1)	530 (30)
平成26年	6 (0)	32 (0)	182 (6)	191 (5)	8 (1)	4 (0)	423 (12)
平成27年	15 (0)	19 (2)	212 (10)	210 (16)	7 (1)	1 (0)	464 (29)
計	47 (0)	144 (8)	908 (46)	1,081 (51)	86 (4)	13 (1)	2,279 (110)

※ 「5月以前」は1月から5月まで、「10月以降」は10月から12月までの合計。

※ () 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。



(2) 時間帯別発生状況（平成23～27年）

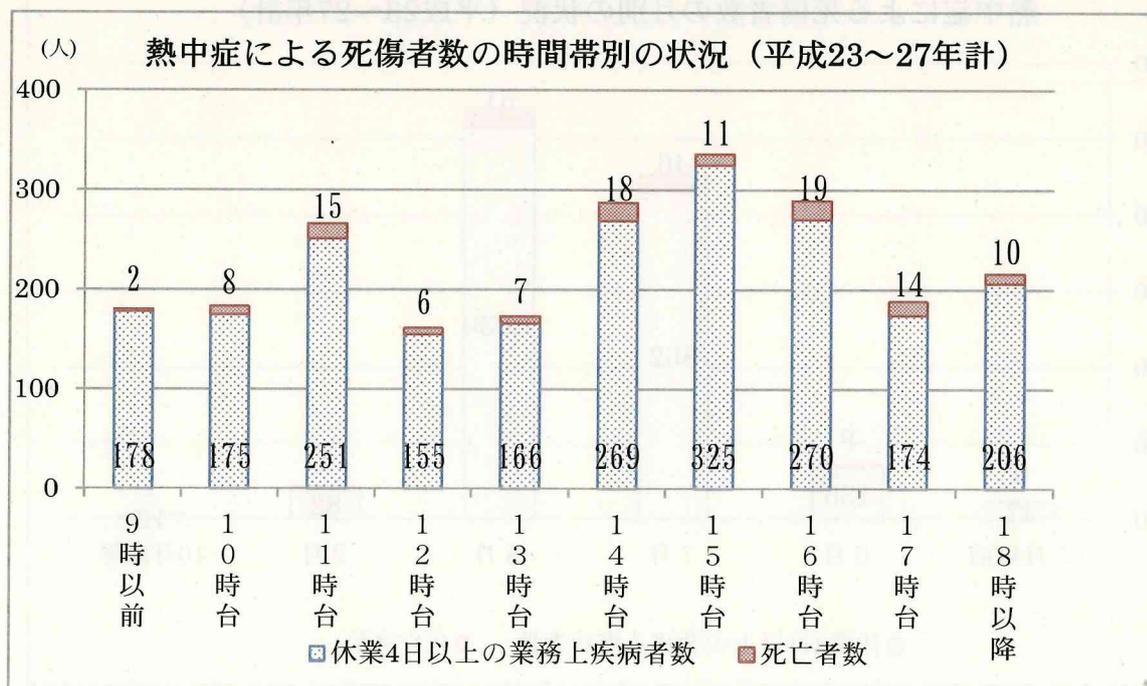
過去5年間（平成23～27年）の時間帯別の熱中症による死傷者数をみると、14～16時台に多く発生している。なお、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースも散見される。

熱中症による死傷者数の時間帯別の状況（平成23～27年） (人)

	9時台以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台以降	計
平成23年	32 (2)	47 (2)	44 (4)	24 (0)	40 (1)	60 (2)	56 (2)	50 (2)	40 (3)	29 (0)	422 (18)
平成24年	39 (0)	34 (3)	60 (4)	35 (2)	31 (1)	53 (2)	67 (2)	50 (3)	31 (1)	40 (3)	440 (21)
平成25年	40 (0)	40 (2)	55 (2)	25 (1)	29 (1)	68 (6)	78 (3)	88 (6)	49 (6)	58 (3)	530 (30)
平成26年	24 (0)	39 (0)	46 (2)	43 (1)	32 (1)	47 (2)	69 (1)	48 (3)	31 (0)	44 (2)	423 (12)
平成27年	45 (0)	23 (1)	61 (3)	34 (2)	41 (3)	59 (6)	66 (3)	53 (5)	37 (4)	45 (2)	464 (29)
計	180 (2)	183 (8)	266 (15)	161 (6)	173 (7)	287 (18)	336 (11)	289 (19)	188 (14)	216 (10)	2,279 (110)

※ 「9時台以前」は0時から9時台まで、「18時台以降」は18時から23時台までの合計。

※ () 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。



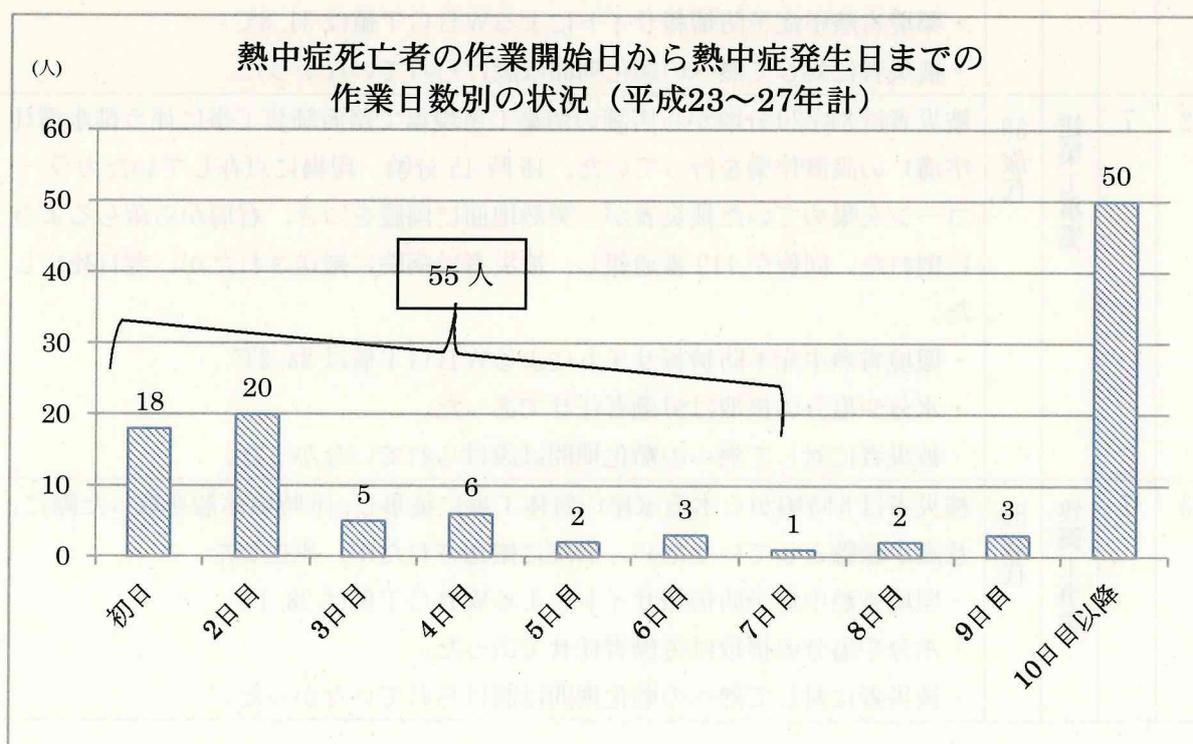
4 作業開始からの日数別発生状況（平成23～27年）

過去5年間（平成23～27年）の、作業開始日から熱中症発生日までの作業日数別の死亡者数をみると、全体の5割が「高温多湿作業場所」^(※)で作業を開始した日から7日以内に発生している。

(※) 高温多湿作業場所：基本通達（平成21年6月19日付け）でいう、WBGT基準値を超え、または超えるおそれのある作業場所。

熱中症死亡者の作業開始日から熱中症発生日までの作業日数別の状況（平成23～27年）（人）

作業日数	初日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目以降	計
平成23年	4	0	1	3	0	0	0	1	1	8	18
平成24年	4	8	0	2	0	1	1	0	0	5	21
平成25年	3	3	1	0	1	2	0	0	2	18	30
平成26年	1	3	2	0	0	0	0	1	0	5	12
平成27年	6	6	1	1	1	0	0	0	0	14	29
計	18	20	5	6	2	3	1	2	3	50	110



5 平成 27 年の熱中症による死亡災害の詳細

平成 27 年に熱中症によって死亡した全 29 人について、その発生状況は以下のとおりである。

【全体の概要】

- (1) 29 人のうち、28 人については、WBGT 値の測定を行っていなかった。
- (2) 29 人のうち、26 人については、計画的な熱への順化期間が設定されていなかった。
- (3) 29 人のうち、17 人については、自覚症状の有無にかかわらず定期的な水分・塩分の摂取を行っていなかった。
- (4) 29 人のうち、13 人については、健康診断が行われていなかった。

【各事案の詳細】

※発生時の WBGT 値について、現場での測定が行われていなかった事案では、環境省熱中症予防サイトで公表された現場近隣の観測所における WBGT 値を参考値として示した。

番号	月	業種	年代	事案の概要
1	7	建築工事業	50 歳代	8 時頃から住宅の新築工事現場で基礎の型枠の組立作業を行っていた被災者が、15 時頃、気分が悪そうに座り込み、型枠に寄りかかったため、事業主が帰宅を指示したが、車を正常に運転できなかったため、事業主は、気分が良くなったら帰宅するよう指示した。17 時 30 分頃、作業を終えた事業主が車の運転席で横たわっている被災者を発見し、病院に搬送したが、死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 31.8℃ ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。
2	7	建築工事業	30 歳代	被災者は 8 時 20 分頃から店舗の増築工事現場で路面舗装工事に伴う排水溝(U 字溝)の設置作業を行っていた。16 時 15 分頃、現場に点在していたカラーコーンを集めていた被災者が、突然地面に両膝をつき、右肩から落ちるように倒れた。同僚が 119 番通報し、被災者は病院に搬送されたが、翌日死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 28.3℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。
3	7	建築工事業	50 歳代	被災者は 8 時頃から木造家屋の解体工事に従事し、16 時頃休憩を取った際に、意識が朦朧としていたため、病院に搬送されたが、死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 28.1℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。

4	7	建築工事業	40歳代	<p>被災者は建物屋上で8時頃から防水作業を行っており14時頃、体調不良を訴えた。陰で5分程度休憩をとったが、体調が良くなり、現場代理人の指示により同僚が現場近くの病院に搬送しようとしたが、被災者が希望した自宅近くの病院に搬送中、被災者が暴れたため119番通報し、救急車で別の病院に搬送されたが、6日後に死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は30.5℃ ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。
5	8	建築工事業	50歳代	<p>被災者は木造住宅の新築工事現場で清掃作業を行っていた。15時30分頃、倒れ込み、痙攣を起こしたため、病院に搬送されたが、2日後に死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は30.1℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
6	8	建築工事業	40歳代	<p>被災者は8時40分から解体撤去工事現場で、廃材の片付けや清掃作業を行っていた。16時20分頃、被災者が突然尻もちをつくようにその場で倒れたため、すぐに日陰に移動させ休ませた。被災者の意識が明確ではなかったため、医師に診てもらふ必要があると判断し、被災者の同僚の車で近くの病院に搬送している最中に容体が急変し、119番通報により病院に搬送されたが、死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.5℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せになっていた。
7	9	建築工事業	40歳代	<p>被災者は、7時50分から事務所の新築工事現場で、コンクリートブロックの仮置き作業を行っていた。14時50分頃、被災者がふらつきながら事務所裏手に歩き、よく分からない言葉を口走ったため、同僚が付き添い、水分を取らせて日陰で休ませた。次第に被災者の目の焦点が合わなくなり、地面に倒れて呼びかけにも応じなくなったため、同僚が119番通報し、病院に搬送されたが、死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.5℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。 ・被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。

8	8	土木工事業	40歳代	<p>被災者は8時から除草作業現場で刈った草の集積とトラックへの積み込み作業を行っていた。14時頃、被災者が「体調が悪い」と申し出たため、近くの日陰で休憩させた。被災者は突然震え、飲んでいた飲み物を嘔吐し、身体が痙攣し始めたが、現場代理人の声かけに対し、「大丈夫」と答え、一旦は状態が安定した。しかし再び嘔吐し、自力で身体を曲げることができず、ろれつが回らなくなったため、付き添っていた同僚が119番通報し、病院に搬送されたが、死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は25.7℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・涼しい休憩場所は設けられていなかった。 ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
9	8	土木工事業	60歳代	<p>被災者は8時から、草刈り機を使用し、資材置き場の除草作業を行っていた。11時頃、被災者が体調不良を訴えたため、車の中で休憩をとらせた。11時45分、被災者から「体調が回復しないため午後は休む」との申出があり、同僚が病院に連れて行こうとしたが、「自宅で寝ていれば治る」と言われ、12時に同僚とともに事業場に戻り、被災者は車で帰宅した。事業主が「体調は大丈夫か」と被災者に声をかけた際には「大丈夫」と返答したが、17時頃、帰宅した妻が、心肺停止で横たわっている被災者を発見し、搬送された病院で、死亡が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.4℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。 ・被災者に対して健康診断結果に基づく対応が不十分であった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
10	8	土木工事業	30歳代	<p>被災者は8時30分から、草刈り機を使用し除草作業を行っていた。16時15分頃、被災者は作業場所に草刈り機を置き、同僚のところに近づき、大の字になって地面に倒れ、意識を失ったため、同僚が119番通報し、病院に搬送されたが、死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は26.1℃ ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。

11	8	土木工事業	50歳代	<p>被災者は、個人住宅新築工事現場で、外構工事を行っていた。16時35分頃に現場の片付けを行い、16時50分頃にトラックで会社に戻ろうとしたところ、トラックのタイヤが現場前の空き地にはまり動けなくなった。17時頃、空き地で倒れている被災者を事業主が発見し、声をかけたところ、「滑ってしまいました」と言った後、反応が無くなったため、事業主が119番通報し、病院に搬送されたが、死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.5℃ ・熱への順化期間は設けられていなかった。 ・被災者に対して健康診断は行われていなかった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
12	7	警備業	50歳代	<p>被災者は9時から住宅の新築工事現場で交通整理を行っていた。現場付近には日差しを遮る場所はなく、休憩時、被災者は縁石に座っていた。昼休憩中の12時頃、被災者の体調が悪そうであったため、午後の作業はしばらく休むよう伝えた。16時30分頃、被災者の様子を確認に行ったところ、倒れている被災者を見つけたため、119番通報し、被災者は病院に搬送されたが、21日後に死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.5℃ ・現場付近には、休憩時に日差しを遮ることができる場所はなかった。 ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。 ・被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。 ・被災者に対して健康診断結果に基づく対応が不十分であった。
13	7	警備業	40歳代	<p>被災者はガス管入れ替え工事現場で、9時から17時まで交通整理の業務を行い、同僚と車で会社に戻った後、17時20分頃、自転車で帰宅した。18時30分頃、居住アパートの敷地内で被災者が倒れているところを通行人に発見され、病院に搬送されたが、死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者は当日の業務の前に、前日の夜が寝苦しかったことを同僚に伝えていた。
14	7	警備業	20歳代	<p>被災者は8時から街路樹伐採現場で交通整理を行っていた。15時30分頃、被災者がふらふらしながら同僚に「もう無理です」と申し出たため、同僚は一旦被災者を座らせ、現場責任者に連絡した。既に自力で動くことができなかったため、病院に搬送したが、翌日に死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.6℃ ・被災者に対して健康診断は行われていなかった。

15	8	警備業	40歳代	<p>被災者は8時頃から道路で除草作業現場の交通誘導作業を行っていた。17時に作業を終え、現場の作業員が運転する車で自身のバイクが駐輪されている場所まで送迎される途上、被災者が運転手にもたれ掛かるように倒れ、意識が朦朧とした様子であった。同僚が119番通報し、病院に搬送されたが、死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.8℃ ・被災者に対して健康診断は行われていなかった。
16	8	警備業	50歳代	<p>被災者は8時30分から工場屋根改修現場で車両の誘導を行っていた。業務終了後の16時50分に、被災者は「明日、明後日休みたい」と言い、車で帰宅したが、17時15分頃、近くの路上で倒れているところを通行人が発見し、119番通報により病院に搬送されたが、死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.6℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せになっていた。 ・現場に元請事業者が設置した、冷房、製氷機、塩飴等が備えられた休憩場所を、被災者は遠慮して休憩時に利用していなかった。 ・被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。 ・被災者に対して健康診断は行われていなかった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
17	8	警備業	50歳代	<p>被災者は除草作業現場で、側道での交通整理を行っていた。10時45分頃、同僚が被災者の異変に気づき、休憩をとるよう声をかけた。被災者が移動しようとしたがその場で倒れ、病院に搬送されたが、翌日死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場における災害発生時のWBGT値（実測値）は31℃であった。
18	8	警備業	50歳代	<p>被災者は道路災害復旧の工事現場で、交通整理を行っていた。13時40分頃、他の作業員が放心状態になっている被災者に気づき、休憩させた。約10分後、その作業員が被災者の様子を見に行ったところ、被災者が倒れており、病院に搬送されたが、死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.9℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。

19	7	食料品製造業	50歳代	<p>被災者は7時50分頃から工場内で製品の副産物をフレコンバッグに充填する充填機の操作を行っていた。14時20分頃、上司がしゃがんでいる被災者を発見した。被災者は背中に汗をかいていたが、目眩がする程度で大丈夫と言っていたため、エアコンがある攪拌操作室へ移動させた。被災者は自ら靴や保護帽を脱ぎ、水筒の蓋を開けて飲んだ。14時30分頃、突然、被災者が床に崩れるように倒れ、119番通報により病院に搬送されたが、6日後に死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.5℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者に対して健康診断結果に基づく対応が不十分であった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
20	8	製造業	50歳代	<p>被災者は肥料を製造する工場、汚泥等が入ったフレコンバッグをクレーンで卸す作業を行っていたが、14時頃に、同僚に仰向けで倒れているところを発見された。その後、被災者は病院に搬送されたが、翌日死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は30.5℃
21	8	電気業	50歳代	<p>被災者は9時頃から計器の確認のため山道を徒歩で移動していた。帰社予定時刻である12時を過ぎても被災者が帰社せず、携帯電話の応答がなかったため、他の職員が捜索を行ったところ、山道で倒れている被災者を発見し、119番通報した。その後、被災者の死亡が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は27.9℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
22	8	化学工業	50歳代	<p>被災者は15時から24時までの間、プラスチック製品製造工場において機械の監視、材料の投入、製品の検品等の作業を1人で行っていた。23時頃、交代のため出勤してきた同僚が、倒れている被災者を発見した。その後、被災者は病院に搬送されたが、死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は26.4℃ ・被災者に対して健康診断は行われていなかった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
23	8	一般貨物自動車運送業	50歳代	<p>被災者は8時頃から家具の配送の補助を行い、4軒目にトラックで向かっている途中の11時過ぎに体調不良を訴えた。本人の同意により4軒目は被災者をトラックで休憩させ、同僚のみで作業を行っていたところ、被災者がトラックで倒れているところを付近の住民が発見し、119番通報により病院に搬送されたが、死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.9℃ ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。

24	6	廃棄物処理業	50歳代	<p>被災者は8時10分から工場建屋内で粉碎された廃プラスチックが自動投入されるフレコンバッグを入れ替える作業を行っていた。作業場のリーダーが作業前と作業中に被災者に対し体調の確認を行った際は問題無い旨の回答があったが、13時50分頃、被災者が突然倒れ込み意識を失い、同僚が119番通報し病院に搬送されたが、死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は24℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
25	7	廃棄物処理業	30歳代	<p>被災者は、事業場建屋内において、通常業務である産業廃棄物の分別作業を終え、定時に退社したが、帰宅路の途中でフェンスにもたれかかるようにして倒れている状態で発見され、病院に搬送されたが、翌日死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.7℃ ・被災者に対する健康診断が不十分であった。
26	8	農業	60歳代	<p>被災者は8時からビニールハウスで野菜の収穫を行っていたが、13時30分頃、「胃の調子が悪い」と言ったため、同僚が休憩させた。14時頃、被災者は事業主に早退を申し出、自家用車を運転して帰宅し、その日の夜に病院で点滴を受け、翌日から別の病院に入院したが、その2日後に死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は28.5℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。
27	8	砂利採取業	40歳代	<p>被災者は7時30分から砕石プラントで機械の操作等を行っており、11時30分頃、体調不良を訴えたため、休憩室で休憩した。12時頃、昼休憩のため休憩室に入った同僚が「病院に連れていったるか」と尋ねたところ、被災者は「頼む」と答えたため自家用車を取りに行き、休憩室に戻ると、被災者の意識がなくなっていたため、119番通報により病院に搬送されたが、死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.6℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。 ・被災者に対して健康診断結果に基づく対応は不十分であった。
28	6	接客娯楽業	30歳代	<p>被災者は、海外研修において現地時間の6時30分から渓谷を下り始めたが、現地時間の13時30分頃、体調不良を訴え日陰で休憩した後、意識を失い、死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地の報道では、現地の気温は43℃を超え、高温注意報が発令されていた。 ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。

29	7	その他の事業	50歳代	<p>被災者は、10時頃に雨量計の月次点検作業のため同僚とともに登山を開始してすぐに体調不良を訴え、大量の汗で服が濡れていたため、各自のペースで登ることとした。同僚は、被災者が点検場所に到着すると、休憩をとるよう促し、点検作業終了後、2人で下山していたところ、被災者が転倒した。被災者の意識は朦朧としていて、呼吸は荒く、呼びかけに反応しているか、苦しくて声を上げているか不明な状態であったため119番通報し、救急ヘリにより病院に搬送されたが、死亡が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.4℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。 ・被災者に対して健康診断結果に基づく対応が不十分であった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
----	---	--------	------	--

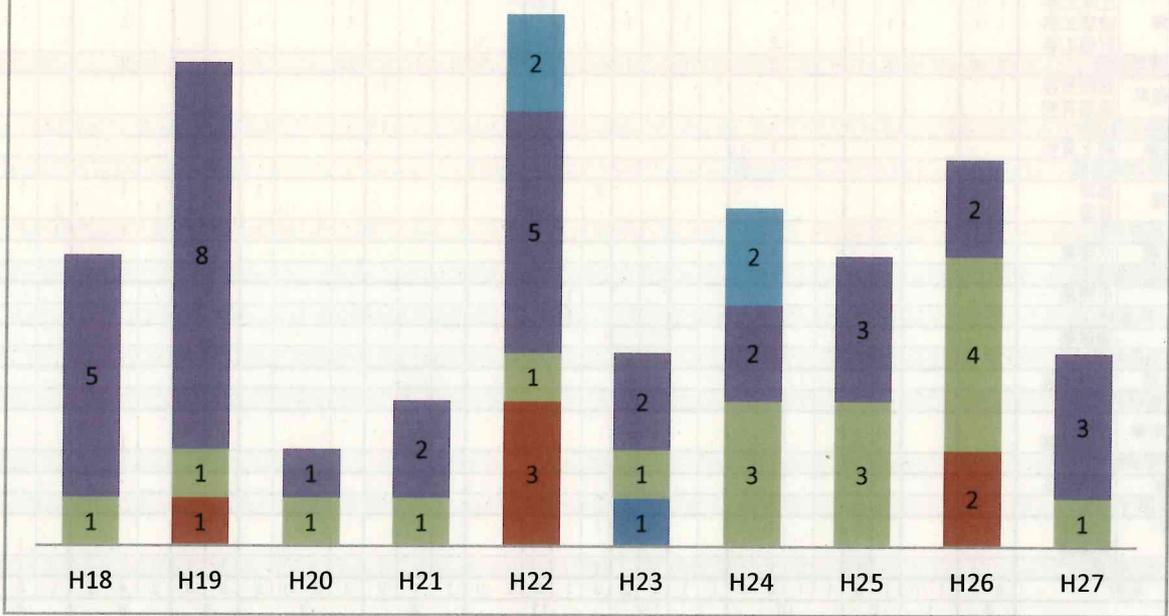
6 都道府県別の職場における熱中症による死亡者数（平成18～27年）

	都道府県	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	合計
1	北海道		2			1		1			1	5
2	青森										1	1
3	岩手					2		1			1	4
4	宮城			1		1		2			1	5
5	秋田	1						1	1			3
6	山形					1						1
7	福島			1						1	3	5
8	茨城		1			3			3	1		8
9	栃木					1				1	3	5
10	群馬					2				1		3
11	埼玉	1				4	2	1	1		1	10
12	千葉	1				2	1		2	1	2	9
13	東京		2	1	1	2				1		7
14	神奈川					3	2		3	1		9
15	新潟	2				1						3
16	富山		1					2	1			4
17	石川		1					1				2
18	福井			2		1						3
19	山梨			1		1						2
20	長野								1		1	2
21	岐阜								1	1		2
22	静岡				1	5	3	2	1			12
23	愛知		2	1		3	1	1	3		4	15
24	三重			1		1	2	2	3		1	10
25	滋賀			1	1		1			1		4
26	京都		1		1	1		1	1			5
27	大阪	2	1		1	1	1	1		2	2	11
28	兵庫	1	1						2		1	5
29	奈良			2		2						4
30	和歌山											
31	鳥取					1						1
32	島根	2				1						3
33	岡山	1			2	3						6
34	広島		1	1		1					1	4
35	山口		2	1			1					4
36	徳島											
37	香川		1					1			2	4
38	愛媛			1					2		1	4
39	高知	1							1			2
40	福岡	2	1	2			2	1			1	9
41	佐賀	1										1
42	長崎								2		1	3
43	熊本	1		1		1		1				4
44	大分						1		2			3
45	宮崎						1					1
46	鹿児島		1			1		1		1	1	5
47	沖縄	1			1	1		1				4
	合計	17	18	17	8	47	18	21	30	12	29	217

熱中症年別発生件数

北海道労働局

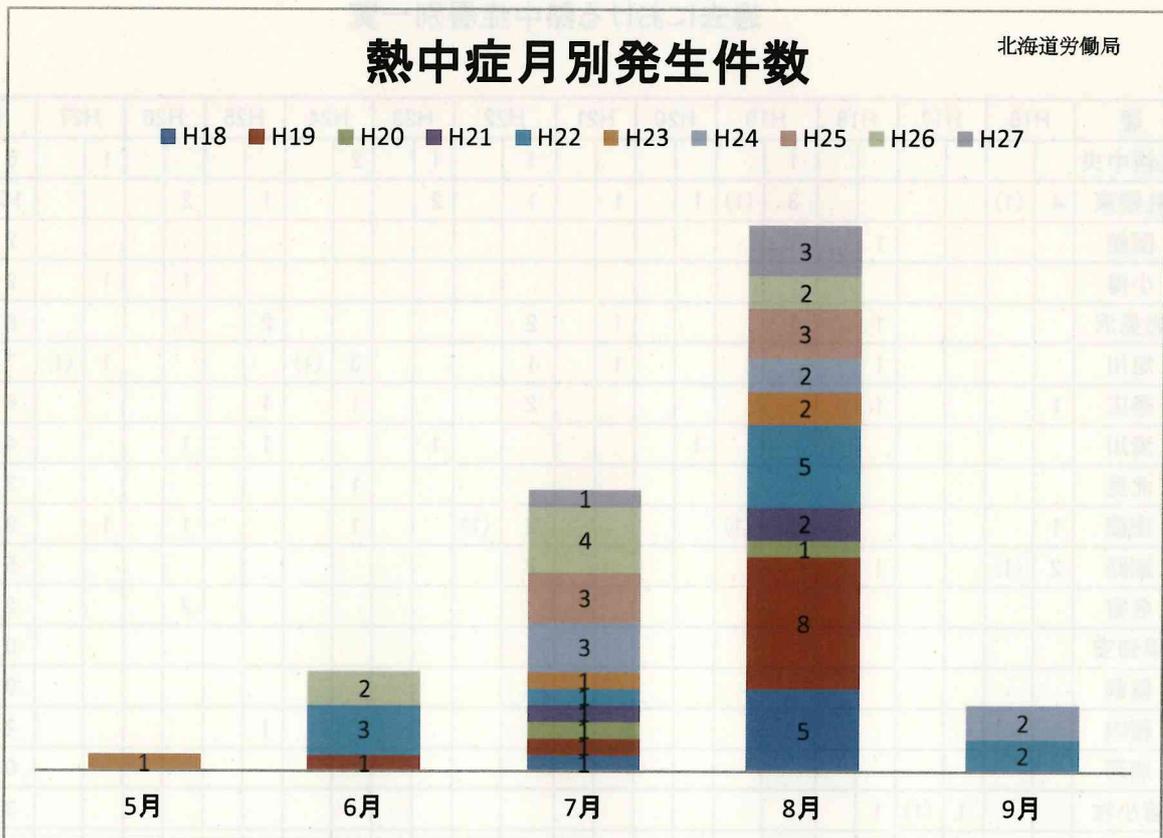
■ 5月 ■ 6月 ■ 7月 ■ 8月 ■ 9月



熱中症月別発生件数

北海道労働局

■ H18 ■ H19 ■ H20 ■ H21 ■ H22 ■ H23 ■ H24 ■ H25 ■ H26 ■ H27



過去における熱中症一覽

北海道労働局

業種	H16		H17		H18		H19			H20		H21			H22				H23			H24			H25			H26			H27			総計	
	7	8	5	6	7	8	6	7	8	7	8	7	8	6	7	8	9	5	7	8	7	8	9	7	8	9	7	8	6	7	8	7	8		
製造業	食料品	1		1 (1)							1												1										6	(1)	
	紙・パ																																1		
	化学工業																																	3	
	窯業																																	1	(1)
	非鉄金属 金属製品 その他製造	1																							1									2	
製造業計	2		1 (1)		2			1 (1)	1		1	1										1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17	(2)		
建設業	土木工事	1 (1)				1											3						1										6	(1)	
	建築工事	1 (1)																					1										8	(1)	
	設備工事					1				2		1	1															2					5	(1)	
建設業計	2 (2)				1	1	1		2		1	1				3	1 (1)		1									2					19	(3)	
運輸交通業	道路旅客	1																															2		
	道路貨物	1																															1		
運輸交通業計	2																																3		
貨物取扱業	陸上貨物								1 (1)																									1	(1)
	貨物取扱業計								1 (1)																									1	(1)
農林業	農業															2		1								1							6	(1)	
	林業																										1 (1)				1	1		4	(1)
農林業計																2		1								1 (1)	1			1	1	(1)	10	(2)	
畜産水産業	水産業																																2		
畜産水産業計																																	2		
商業	小売業																																	1	
商業計																																		1	
通信業	通信業																																	1	
通信業計																																		1	
教育研究業	教育研究																																	1	
教育研究業計																																		1	
接客娯楽業	旅館業																																	2	
	他の接客																																	2	
接客娯楽業計																																		4	
清掃・と畜	清掃と畜																																	3	
	清掃と畜計																																	3	
他の事業	派遣業																																	5	
	警備業																																	1	
他の事業計																																		6	
総計	6 (2)	1 (1)	1	5	1	1	8 (2)	1	1	1	2	3	1	5	2 (1)	1	1	2	3	2 (1)	2	3	3	2	4	2	1	3 (1)	1	3	(1)	68	(8)		
	6	1	6			10		2		2				11				4				7				8					4				

()は死亡で内数である。

過去における熱中症署別一覽

北海道労働局

署	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	総計													
札幌中央				1			1	1	2			1	6	0												
札幌東	4	(1)		3	(1)	1	1	2		1	2		15	(2)												
函館			1	1									2	0												
小樽											1	1	2	0												
岩見沢			1	1		1	2			2	1		8	0												
旭川			1			1	1		3	(1)		1	(1)	7	(2)											
帯広	1		1				2		1	1			6	0												
滝川					1			1		1	1		4	0												
北見				2					1				3	0												
室蘭	1			3	(1)		2	(1)	1		1	1	9	(2)												
釧路	2	(1)	1				2						5	(1)												
名寄											2		2	0												
倶知安													0	0												
留萌													0	0												
稚内							1			1			2	0												
浦河													0	0												
苫小牧		1	(1)	1									3	(1)												
総計	8	(2)	0	(1)	6	0	12	(2)	2	0	3	0	12	(1)	4	0	8	(1)	6	0	8	0	4	(1)	73	(8)